

新企業育成貸付

# 新事業活動促進資金

## 融資制度の概要

融資限度額

1 4 億 4 千万円（特別利率 5 億 4 千万円）

融資期間

設備資金 2 0 年以内（うち据置期間 2 年以内）  
運転資金 1 0 年以内（うち据置期間 2 年以内）



日本政策金融公庫

中小企業事業

## ▶ご融資のイメージ



### 新商品の開発または生産などの新事業活動への取組

菓子製造業者の A 社は、健康志向の高まりを受けて新商品を開発することを決定し、一定の付加価値額の伸び率が見込まれる計画を策定。公庫は取引金融機関と連携し、計画に従って必要となる新商品開発のための設備資金を融資。



### 設備投資により生産性を向上させるための取組

精密機械器具製造業者の B 社は、認定を受けた経営力向上計画に基づき、顧客ニーズの高い複雑形状かつ大型部品を製造することを目的に、新たな機械設備を導入。公庫は取引金融機関と連携し、認定を受けた経営力向上計画に基づき機械取得資金を融資。

※経営力向上計画については裏面もご参照ください。



### 100億宣言に基づく取組

自動車部品製造業者である C 社は、飛躍的成長を目指し「100 億宣言」を行った。売上高 100 億円を目指して生産能力の拡充を図るため、新工場取得を決定。公庫は取引金融機関と連携し、新工場取得に必要な資金を融資。



### 経営多角化を図るための取組

電気機器の販売業者である D 社は、経営の多角化を目的として情報処理サービス業に進出することを決定。公庫は取引金融機関と連携し、情報処理サービス業を行うために必要な資金を支援。

※「第二創業」に係る事業の売上高などがおおむね 10%以上を占めることが見込まれる場合が対象です。詳細は支店までお問い合わせください。

※写真はイメージです。

企業

取引  
金融機関

日本公庫



公庫は取引金融機関と連携し、新たな事業活動に取り組む皆さまを支援しています。

## ▶ 適用利率表

	ご利用いただける方	ご利用いただける資金	融資利率
1	中小企業等経営強化法に基づき、都道府県知事などにより経営革新計画の承認（変更承認を含む）を受けた方（特定事業者を含む。）	承認計画に従って行う経営革新に必要な設備資金および長期運転資金	5億4千万円まで（土地に係る資金を除く）基準利率－0.65% 5億4千万円超 基準利率
2	中小企業等経営強化法に基づく中小企業の新たな事業活動の促進に関する基本方針に定める新たな取組みを行い、2年間で4%以上の付加価値額の伸び率が見込まれる方	経営の向上に必要な設備資金および長期運転資金	基準利率 ただし、事業計画を策定したことがない方が認定経営革新等支援機関または公庫の経営指導を受けて、一定の要件を満たす事業計画書を策定し経営向上を図る場合については、5億4千万円まで（土地に係る資金を除く）基準利率－0.2%
3	環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律第2条第5項第3号または第4号の事業を行う方のうち、同法に定める基盤確立事業実施計画の認定（変更認定を含む）を受けた方	当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	5億4千万円まで（土地に係る資金を除く）基準利率－0.65% 5億4千万円超 基準利率
4	中小企業等経営強化法に基づき、経営力向上計画の認定（変更承認を含む）を受けた方（中小企業等経営強化法に定める特定事業者を含む。）	経営力向上計画を行うために必要な設備資金および長期運転資金	基準利率 ただし、設備資金（土地に係る資金を除く）については、5億4千万円まで基準利率－0.65%
5	「100億宣言」を行っている方	「100億宣言」に記載された方針に基づく取組を実施するために必要な設備資金および長期運転資金	基準利率 ただし、次のすべてに当てはまる方は5億4千万円まで基準利率－0.65% ・従業員一人あたりの雇用者給与等支給額が最近の決算期と比較して3.0%以上を増加する見込みがあること ・事業計画書を策定し、事業の成長を図ること ・日本政策金融公庫（中小企業事業本部）と民間金融機関との連携支援を受けること
6	地域経済循環創造事業交付金（ローカル10,000プロジェクト）を活用した補助金等の交付決定を受けた方	当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金	5億4千万円まで（土地に係る資金を除く）基準利率－0.65% 5億4千万円超 基準利率
7	1～6に該当しない方で第二創業（経営多角化、事業転換、新市場進出）を図る方または第二創業後5年以内の方	当該事業を行うために必要な設備資金および長期運転資金（事業の全部または一部を廃止するための資金およびこれに伴う債務の返済資金を含む）	5億4千万円まで（土地に係る資金および債務の返済資金を除く）基準利率－0.4% 5億4千万円超 基準利率

# 経営力向上計画（国の支援制度）

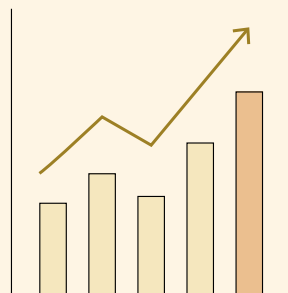
STEP  
01

## 経営力向上計画を 策定

### 「経営力向上計画」とは

人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や、設備投資等により、事業者の生産性を向上させるための計画です。

自社の強みや経営状況、労働生産性などの目標、それに向けた取組などを記載します。



STEP  
02

## 担当省庁による 認定

事業分野ごとの担当省庁に事業分野別指針等によって策定した計画を提出し、認定を受けます。提出は郵送でも受け付けています。

STEP  
03

## 金融支援

日本公庫による融資等様々な支援措置が設けられています。

## 設備投資について 即時償却又は税額控除 (中小企業経営強化税制)

新たに取得した機械装置等の一定の設備について支援措置があります。

中小企業経営強化税制（法人税 所得税）の活用により、即時償却又は最大で10%の税額控除が可能です。

本計画の概要や  
申請の手引きはこちらを  
ご確認ください



日本政策金融公庫

中小企業事業

本店 〒100-0004 東京都千代田区大手町1-9-4

<https://www.jfc.go.jp/>

制度の詳細  
はこちら

